

ファクト・シート

米国通関手続き地への到着 交換渡航者に求められるもの

米国の入国及び税関執行の**学生・交換渡航者プログラム (SEVP)**

は、アメリカ合衆国の学問的、教育的、そして文化的提供をうまく活用しながらここでの滞在を容易に出来る様傾倒しています。順調な旅に手間取らずにセキュリティの向上を図る為、国土安全保障局 (DHS) が米国への出入国手続きの一部に変更を設けました。外国人学生の念入りな計画と準備によってこれらの手続きに伴う遅れを最小限に抑える事が出来ます。

到着時の計画作り

交換渡航者は**DS**

2019の項目3で示されているプログラムの開始日より30日前以上のアメリカ合衆国への入国が禁じられています。交換留学渡航者プログラムのスポンサーの中には早めの入国を30日以下に制限する場合があります。特定の必要条件に関してはスポンサーにお問い合わせください。

書類の常時携行

以下の書類は預け荷物に入れしないで下さい。預けた荷物が紛失又は後れを取った場合、通関手続き地で書類を呈示することが出来なくなります。結果的にはアメリカ合衆国に入国出来なくなるかもしれません。

1. 予定滞在期の日時より最低でも6ヶ月以降まで有効な各自のパスポート、そして
2. アメリカ合衆国への再入国の場合、**DS-2019**。

他に、以下の書類も携行する事が強く推奨されます：

1. 金融的資力の証明；
2. 交換渡航者プログラムへの参加受諾通知書；
3. SEVIS手数料の領収証書、I-797用紙；そして
4. スポンサー組織の名称と、24時間対応の緊急時の連絡番号を含めた連絡先の情報。

アメリカ合衆国内での旅と到着の手続きに関するより一層の詳細はこちらをご覧ください：

<http://educationusa.state.gov/predeparture/travel/customs.htm>

入国筆記作業の仕上げ

空から到着の場合：客室乗務員が税関申告書 (CF-6059) と出入国記録カード (I-94)

を配布致します。これらは着陸までに済ませなければいけません。

海・陸上から到着の場合：通関手続き地でCBP官が必須の税関申告書 (CF-6059) と出入国記録カード (I-94)

を到着に伴って記入するよう提供してくれます。

通関手続き地への到着に当たって

到着旅客のターミナル・エリアまで進んでください。次の書類が呈示出来るよう用意して下さい：各自パスポート；**DS-2019**を含み封をした状態の封筒；出入国記録カード (I-94)；及び税関申告書 (CF-6059)。I-94用紙にはプログラムではなく、滞在地の住所を示してください。

アメリカ合衆国へ入る全渡航者は各自入国願いの理由を必ず述べなくてはなりません。最終目的地の情報も提供するよう要求されます。**CBP官に交換渡航者であると告げる事が大事です。**

入学・参加する学校のプログラムの名称と住所を含む用意をして下さい。

審査がうまく終わった時点で審査官が以下の事柄をします：

- **J・ビザ所有者用の許容身分の期間 (“D/S”) を示すSEVIS用紙への日時及び通関手続き地のスタンプ。**
- **出入国記録カード (I-94) へのスタンプとパスポートの中への貼付**

アメリカ合衆国への入国許可が下りた後

交換渡航者はプログラム活動への参加を有効化するに当たって、**DS**

2019の項目3で示されているプログラムの開始日から30日以内に必ず各自の交換渡航者プログラムのスポンサーに報告しなければなりません。**DS**

2019の項目2に記載されているプログラムの中で「**G**」で始まる物に属している交換渡航者でスポンサーの期間が30日以下場合、必ず**DS**

2019の項目3で示されているプログラムの終了日より前にスポンサーに参加を有効化してもらわなければなりません。参加の有効化の怠慢は自動的に無効な**SEVIS**記録に値します。

追加情報

二次審査の要求

通行手続き地の**CBP**官が初期の段階で情報を確認出来ない、あるいは必須書類を全て持参してない場合、「二次審査」として知られる面接の場へ行く様指導される可能性があります。二次審査は審査官等が情報確認の為の追加的な調査を、他の到着旅客に遅れが生じずに行える場を与えます。

CBP官は初めに学生・交換留学・渡航者情報システム (**SEVIS**)

を用いての許容身分の確認を試みます。**CBP**官がスポンサーからの参加・容認の確認を必要とした時の為に**各自の交換渡航者プログラムのスポンサーの名称と電話番号**を知ってる事を強く推奨します。執務時間外(夕方・週末・祝日)に到着した時の為に、緊急時の電話番号も携行するべきです。

米国政府の出入国手続きの従いへの怠慢はアメリカ合衆国への入国の拒否に至る場合がございます。一定の状況下では**CBP**官がアメリカ合衆国への一時入国を許可する「学生又は交換渡航者への通告」用紙 (**I-515A**) 発行するかもしれません。その場合にはプログラム・スポンサーと協力して即刻妥当な書類を提出して下さい。

US-VISIT [ユーエス・ヴィジット]

ビザを所有する全ての非入国移住の渡航者は人種・出身国・宗教に関係なくユーエス・ヴィジットと呼ばれる、アメリカ合衆国への出入りの為の包括的登録型追跡システムに参加することになります。このプログラムは人差し指の指紋のスキャン及びデジタル写真の取得を伴います。詳しくは：

www.dhs.gov/dhspublic/interapp/editorial/editorial_0440.xml

国家セキュリティー出入登録システム (**NSEERS**)

国家セキュリティー出入登録システム、又は**NSEERS**、によって個々の付加的な情報を要求される場合がございます。登録の手続きの説明をまとめた資料が通関手続き地で求められます。詳しくは：

www.dhs.gov/dhspublic/interapp/editorial/editorial_0440.xml

ICE